

早稲田イライ 訪問看護 料金表 (事業所番号 1190767)

	費用内容
① 訪問看護基本療養費〔I〕	週3日まで 5,550円(5,050円)×訪問日数 ※末期がん、神経難病等の利用者は、上記に加え 週4日目以降 6,550円(6,050円)×訪問日数 ※急性増悪・終末期等により、主治医から週4日以上頻回の訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合、指示の日から14日を限度に訪問看護ができる。(月に1回限り、但し、別に厚生労働大臣が定める者については2回) 1日につき 12,850円 *入院中に外泊する患者であって次のいずれかに該当する者 ①特掲診療料の施設基準別表第七に掲げる疾病等の者 ②特掲診療料の施設基準別表第八各号に掲げる者
② 訪問看護管理療養費	1日目は7,400円 2日目以降2,980円×訪問日数
③ 難病等複数回訪問加算	4,500円 1日に2回の訪問日数 8,000円 1日に3回以上訪問日数
④ 長時間訪問看護加算	5200円/週1回 基準告示第2の3に指定する者で訪問看護が1.5時間を超える場合 (15歳未満の超重症児又は準超重症児においては週3回)
⑤ 特別管理加算	2,500円/月 重症度の高い利用者の場合は 5,000円/月
⑥ 特別管理指導加算	2,000円
⑦ 24時間対応体制加算	6,400円/月 電話連絡対応、緊急時訪問看護対応
⑧ 夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	6時～8時、18時～22時 2,100円 22時～6時 4,200円
⑨ 退院時共同指導加算	8,000円
⑩ 退院支援指導加算	6,000円
⑪ 在宅患者連携指導加算	3,000円/月 医師と連携し、患者・家族への助言指導
⑫ 在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円/月2回 患者の急変時に、主治医等が患者家を訪問し、関係者で診療方針等のカンファレンスを行った場合
⑬ ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費1 25,000円 訪問看護ターミナルケア療養費2 10,000円
⑭ 乳幼児加算	1,500円/1日につき
⑮ 複数名訪問看護加算	看護師4,500円/週1回 (准看護師3800円/週) 看護補助者3,000円/週3回
⑯ 情報提供療養費	1,500円/月
⑰ 緊急訪問看護加算	2,650円/日 病院・在宅支援診療所の指示により、緊急に訪問看護を実施した場合

早稲田イライ 訪問看護 料金表 (事業所番号 4061190767)

R3.4月改定

1) 看護師等による訪問

種類	項目	要支援	単位
63	1010	予訪看 I 1	20分未満 302
63	1111	予訪看 I 2	30分未満 450
63	1211	予訪看 I 3	30分以上1時間未満 792
63	1311	予訪看 I 4	1時間以上1時間30分未満 1,087

種類	項目	要介護	単位
13	1010	訪問看護 I 1	20分未満 313
13	1111	訪問看護 I 2	30分未満 470
13	1211	訪問看護 I 3	30分以上1時間未満 821
13	1311	訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満 1,125
13	1331	訪問看護 I 4・長	1時間30分以上 1,425

2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

種類	項目	要支援	単位
63	1501	予訪看 I 5	20分 283
63	1501	予訪看 I 5 * 2	40分 566
63	1521	予訪看 I 5・2超	60分(減算1回142単位) 426

種類	項目	要介護	単位
13	1501	訪問看護 I 5	20分 293
13	同上 * 2	訪問看護 I 5 * 2	40分 586
13	1521	訪問看護 I 5・2超	60分(減算1回264単位) 850

3) その他の加算(訪問看護)

	4002	初回加算 訪問看護計画を作成月(初回) [月1回]	300
	4003	退院時共同指導加算(初回加算との併用は出来ない) [月1回]	600
	3100	緊急時訪問看護加算 [月1回] 御利用者又は御家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を希望される方	574
	4000	特別管理加算 I (1月につき) 気管切開・悪性腫瘍等患者指導管理・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態	500
	4001	特別管理加算 II (1月につき) 点滴を週3日以上おこなう方・真皮を超える褥瘡・人工肛門・人工膀胱・在宅酸素・自己導尿・肺高血圧症患者指導を受けている状態	250
	7000	ターミナルケア加算(死亡時につき)	2,000